

第1章

第3次宇都宮市環境基本計画 後期計画の概要

第1節 策定の趣旨

第2節 計画の基本的事項

第 1 節 策定の趣旨

宇都宮市では、平成 13 年 10 月に、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市うつのみや」の実現を目指して、「宇都宮市環境基本条例」を制定しました。その後、平成 24 年度に環境省により「第 4 次環境基本計画[※]」が、平成 26 年度には経済産業省により「第 4 次エネルギー基本計画[※]」が策定され、目指すべき持続可能な社会の姿が示されました。

これらを踏まえ、本市においては平成 27 年度に、「宇都宮市環境基本条例」の基本理念[※]の下、本市が目指すべき「環境都市」の姿を明確化し、事業を計画的に推進するため「第 3 次宇都宮市環境基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定しました。

本市では、この基本計画に基づき、上位計画である「第 6 次宇都宮市総合計画[※]」との整合を図りながら、環境保全行動を促進するためのもったいない運動や、家庭における再生可能エネルギーの普及促進などの諸施策を推進してきたところです。

また、世界では、平成 27 年に合意されたパリ協定に基づき、気候変動の緩和に向けた温室効果ガス[※]の削減が求められているほか、同年の国連持続可能な開発サミット[※]において「持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）」が全会一致で採択されたことを受けて、多様化、複雑化する環境問題の解決に向けた機運が高まっています。また、我が国では、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現が掲げられたところであり、これまで以上に市民、事業者、行政が一体となった取組が必要となっています。

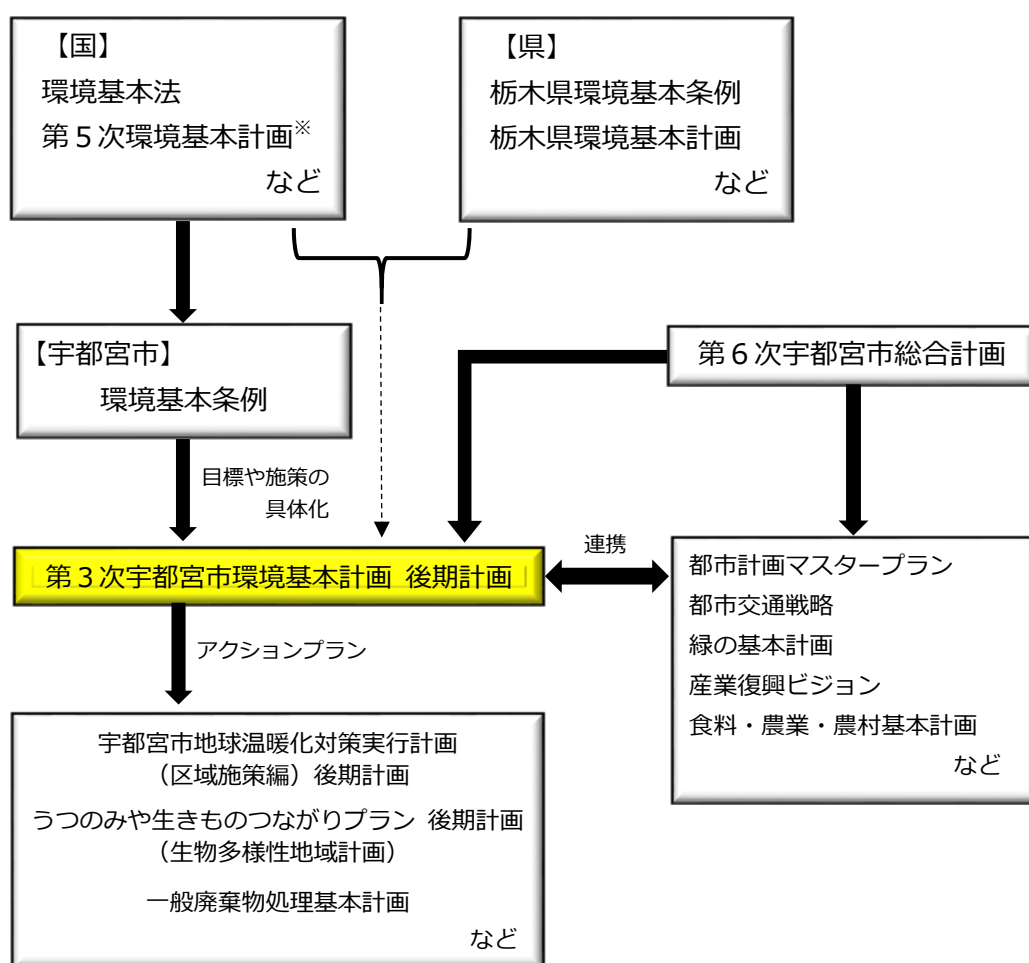
このような中、令和 2 年度に基本計画の前期 5 年が終了することから、人口減少社会の到来や超高齢社会[※]への本格的な移行など、社会経済状況の変化や、これまでの施策の達成状況などを踏まえた中間見直しを実施し、後期 5 年を計画期間とする「第 3 次宇都宮市環境基本計画後期計画（以下、本計画）という。」を策定するものです。

第2節 計画の基本的事項

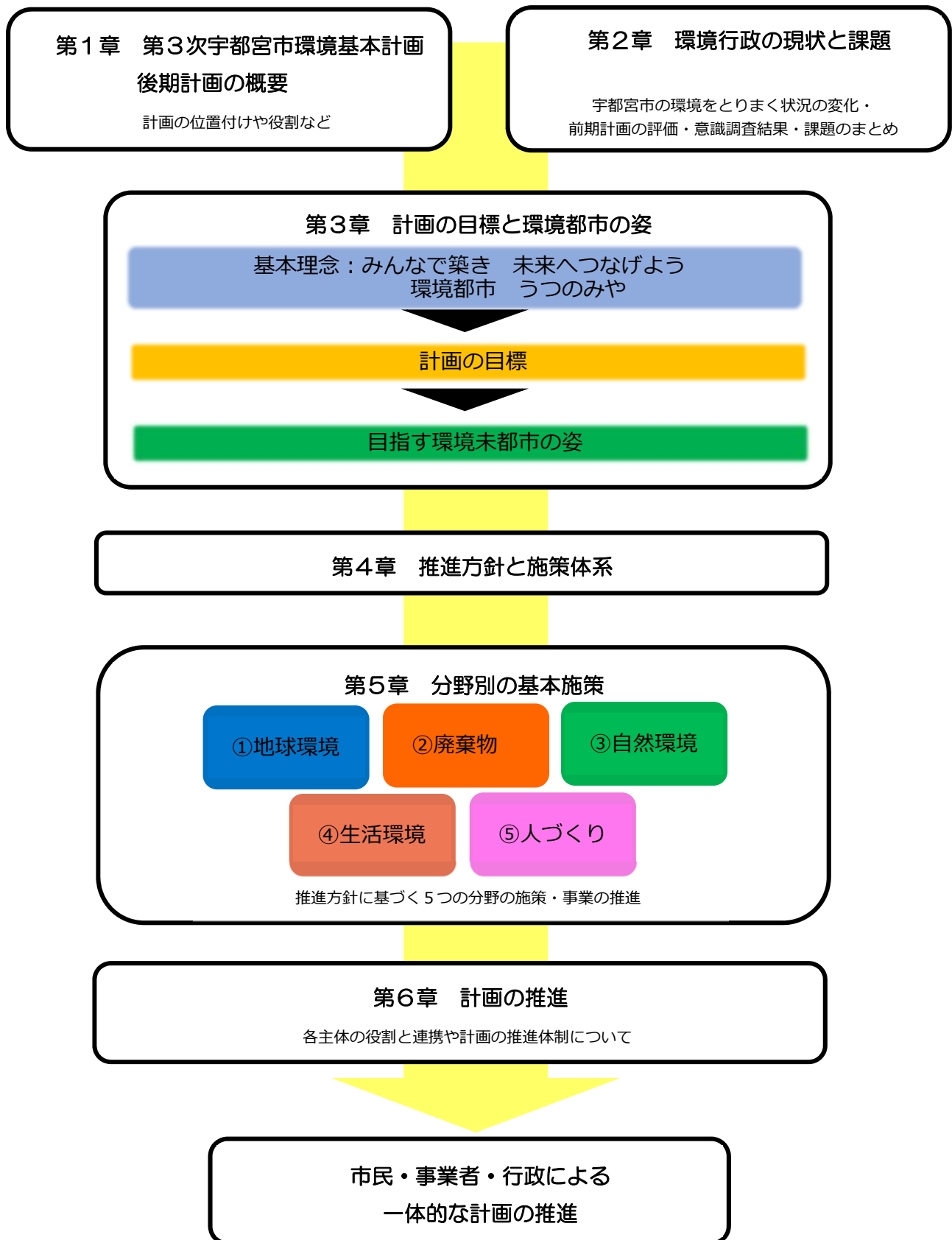
(1) 計画の位置付け

本計画は、「宇都宮市環境基本条例」の基本理念において示している、本市が果たすべき責務や目指すべき将来像を見据え、「第6次宇都宮市総合計画」の個別計画として、環境に係る施策・事業を計画的かつ効果的に推進するために定めるものです。環境保全に関する個別計画や施策は、この計画の基本的な方向に沿って策定、実施するものとし、施策・事業において、環境への負荷が軽減されるよう十分に配慮するものとします。

また、本計画は市民・団体、事業者、行政等の各主体が環境保全への取組を実施する際の指針ともなります。

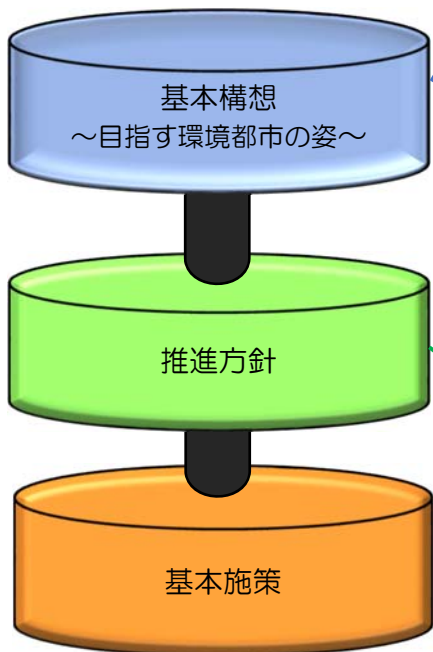


(2) 計画の全体像



(3) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「推進方針」、「基本施策」で構成します。



【基本構想（ビジョン）】

「基本構想」は、総合的で計画的な施策事業の運営を図るため、基本理念に基づき、目指すべき将来の「環境都市」の姿を示すもので、“本市の環境面から見たビジョン（未来像）”といえるものです。

「環境都市」を描くに当たっては、市民の暮らしの視点である「ひと」、まちの空間の視点である「まち」、暮らしや空間を支える仕組みの視点である「しくみ」の3つの視点から、様々な環境課題が解決された21世紀半ばの本市のビジョンを「環境未来都市」として明確化しました。

【推進方針】

「推進方針」は、基本構想で定めた将来の「環境都市」を実現するための基本方向を示すもので、“本市の環境施策の進め方”を明らかにするものです。

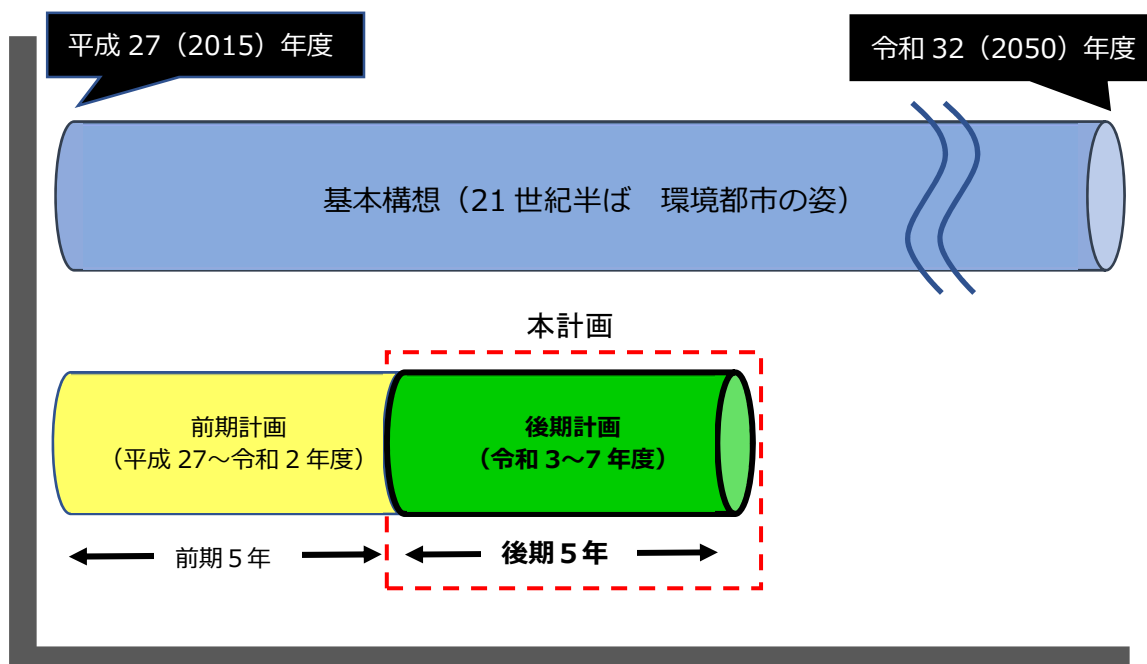
【基本施策】

「基本施策」は、「推進方針」で定めた基本方向に即して、将来の「環境都市」の姿を実現するために必要な基本的取組を示すものです。

「基本施策」は、5つの分野（地球環境、廃棄物、自然環境、生活環境、人づくり）で定めます。

(4) 計画期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。



(5) SDGs への貢献

本計画に掲げた分野別の施策・事業を推進することで、SDGs のゴール「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「13 気候変動に具体的な対策を」等の達成に貢献します。

【本計画と関係が深い SDGs のゴール】



「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



「13 気候変動に具体的な対策を」

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

分野	施策事業の事業内容	SDGs との関係
地球環境	家庭・事業所やまちの低炭素化，気候変動への適応 など	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8 働きがいも経済成長も、9 産業と資源革新の基盤をつくろう、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任 つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を
廃棄物	ごみの減量，資源化，資源循環の構築，ごみの適正処理，不法投棄対策， など	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任 つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう
自然環境	生物多様性や里山・農地，河川，景観の保全 など	3 すべての人に健康と福祉を、6 安全な水とトイレを世界中に、8 働きがいも経済成長も、11 住み続けられるまちづくりを、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう
生活環境	大気や水質の保全，騒音対策 など	3 すべての人に健康と福祉を、6 安全な水とトイレを世界中に、11 住み続けられるまちづくりを、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう
人づくり	環境教育や環境学習，環境保全活動の促進 など	4 質の高い教育をみんなに、8 働きがいも経済成長も、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任 つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、17 パートnership for the goal

～コラム～ 持続可能な開発目標（SDGs）

1) 「SDGs」とはどんなもの？

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までに目指す国際目標です。SDGsは17の「開発に向けた意欲目標（ゴール）」、ゴールの下に169の「計測可能な行動目標（ターゲット）」、進捗管理のための232の「評価尺度」の三層構造となっています。

日本が掲げるSDGsの実施指針は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残されない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」です。

この実施方針には、地方公共団体やその地域で活動するステークホルダー（関係者）による積極的な取組の推進、各種計画等の策定や改定にあたってSDGsの要素を最大限反映させることを奨励する旨が記載されています。



2) 宇都宮市ではどんなことをしているの？

2019年度に、国の「SDGs未来都市」として選定された本市では、「宇都宮市SDGs未来都市計画」を策定するとともに、市長を本部長とした「うつのみやSDGs推進本部」を設置しました。

2020年1月には、市域のSDGsの認知度向上や理解促進等に向けた取組を行う「宇都宮市SDGs人づくりプラットフォーム」を立ち上げ、SDGsの取組を積極的に推進する市域の企業やNPO、教育機関、行政などの多様な主体が連携・協力しながら、勉強会の開催やイベントにおける普及啓発などを実施しています。